

酒田市国際交流協会国際交流活動助成事業実施要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、酒田市国際交流協会の会員が行う国際交流等の活動に対して助成することにより、本市における市民レベルの国際交流活動の振興及び各種国際交流団体の育成を図り、本市の国際化の一層の進展を図ることを目的とする。

（助成の対象団体）

第 2 条 当事業の助成の対象は、酒田市国際交流協会に加入している団体とする。

2 前項の規定のほか、次に掲げるすべての要件を備えるものとする。

- （１）主たる活動の場が酒田市内であること。
- （２）目的・組織・代表者など団体運営に必要な事項について定めがあること。
- （３）非営利団体であること。
- （４）政治活動又は宗教活動に関しないもの。
- （５）酒田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 10 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に定める暴力団及び暴力団員等に関係しない者。

（助成対象事業）

第 3 条 助成の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- （１）申請団体が自主的に計画し実施する国際交流、国際協力、国際理解又は多文化共生等にかかる事業で、地域の国際化に資するものであること。
 - （２）国または地方公共団体との共催又は委託を受けていないこと。
 - （３）他機関からの補助金、助成金等の交付を受け、又は受けようとする事業で、助成金対象経費の重複がないこと。
 - （４）営利を目的としていないこと。
 - （５）申請団体の会員等、特定の参加者のみを対象にしていないこと。
 - （６）政治活動又は宗教活動に関するものでないこと。
 - （７）公序良俗に反するおそれがないこと
- 2 同一団体に対する助成は、同一年度につき 1 回とし、同一団体による同一事業に対する助成は 3 回までとする。

（助成対象経費）

第 4 条 助成の対象となる経費は、前条に定める事業を行うための経費とし、次に掲げる経費及びこれらに類する経費は助成金の対象にしない。

- （１）団体の経常的な活動及び運営に要する経費
- （２）団体の構成員に対する人件費及び謝礼
- （３）備品購入費
- （４）食糧費（ボランティアの謝礼的なものは除く。）

（助成金の額）

第5条 助成の額（以下「助成金」という。）は1事業につき5万円を上限とし、事業費が5万円以下の場合は、事業費の額を助成金とする。

2 各年度における助成金の合計額は、酒田市国際交流協会における本事業に係る予算の範囲内とする。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、国際交流活動助成金交付申請書（様式第1号）及びその他会長が必要と認める書類を添えて会長に提出しなければならない。

（助成の決定）

第7条 会長は、様式第1号の内容を精査し、助成金の交付を決定するものとする。

2 会長は、助成金の交付を決定したときは、速やかに国際交流活動助成金交付額決定通知書（様式第2号）により、申請団体に通知するものとする。

（概算払）

第8条 会長は、必要と認めたときは助成金の概算払をすることができる。

2 助成を受ける団体は、前項の概算払を受けようとするときは、国際交流活動助成金概算払請求書（様式第3号）を会長に提出するものとする。

（実績報告及び助成金の請求）

第9条 申請団体は、活動が終了した後、速やかに国際交流活動実績報告書及び助成金支払請求書（様式第4号）を会長に提出する。その他、会長が必要と認める参考資料、写真等を添付する。

（助成金の交付額の確定）

第10条 会長は、前条の実績報告書及び助成金支払請求書を受理した時は、その内容を精査し、助成金の交付額を確定する。

2 会長は、確定した助成金の交付額について、国際交流活動助成金交付額確定通知書（様式第5号）により申請団体に対して通知する。

（助成金の支払）

第11条 会長は、第9条の実績報告書及び助成金支払請求書に基づき、申請団体に対して助成金を支払う。

（不当利益の返還）

第12条 会長は、誤りその他不正な手段により助成金の支給を受けた団体があるときは、その団体に既に支給された助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。